

起業支援金・シニア起業支援金 よくある質問

項番	カテゴリ	質問	回答
1	補助対象者、補助対象事業について	誰でも申請することができますか？	要件を満たす必要があります。交付要綱の第3条の1~8のすべてに該当する者が対象です(シニア起業支援金を希望する場合は交付要綱の第3条の9についても該当する必要があります)。また実施する事業の要件についても満たす必要があります。詳しくは交付要綱及び募集の手引きP4,5をご覧ください。
2	補助対象者、補助対象事業について	これから事業を始めるのですが、開業届を5月に提出しています。その場合は、対象になりますか。	対象外です。令和8年6月8日(月)～令和9年2月26日(金)の間に開業届の提出又は法人の登記をしていただくことが要件です。
3	補助対象者、補助対象事業について	既存事業とは別業種の事業を始める予定ですが、対象ですか。	対象です。ただし、第二創業枠ですので、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野への進出が要件となります。詳しくは募集の手引きP7をご覧ください。
4	補助対象者、補助対象事業について	補助対象となる事業の要件に「デジタル技術を活用する事業であること」とありますが、具体的にどのようなことですか。	キャッシュレス決済の導入、SNSやWebサイトでの情報発信等のことです。詳しくは募集の手引きP6をご覧ください。
5	補助対象者、補助対象事業について	個人事業主から法人化を考えています。対象となりますか？	個人事業主として事業を行なっている方が既存事業を引き継いで法人化する場合、起業枠の対象にはなりません。個人事業主が法人化した後に、新しく始める事業が既存事業と異なる事業への進出であり、かつ、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野である場合は、第二創業枠として申請が可能です。
6	対象経費について	支援金はいくらもらえますか。	採択された場合、補助対象となる経費(税抜)の内、補助率1/2以内の上限額200万円が支援金として支給されます。
7	対象経費について	補助対象の経費を教えてください。	人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等、補助事業を行うために必要な経費が対象です。詳しくは募集の手引きP8~12をご覧ください。
8	対象経費について	交付決定前に支払った経費は、補助対象ですか。	補助対象外です。交付決定後(8月下旬~9月上旬を予定)から令和9年2月26日までに発生し、支払いまで完了した経費が対象です。
9	対象経費について	キッチンカー事業を考えており、キッチンカーを購入したいのですが、補助対象ですか。	車両の購入は補助対象外です。
10	対象経費について	事業用にパソコンの購入を考えていますが、補助対象ですか。	パソコンは汎用性が高く、補助事業のみに使用すると判断できないため、補助対象外です。
11	対象経費について	補助事業に使用するための車両(キッチンカーなど)の内装工事費は、補助対象ですか。	補助事業で使用するための車両の内装工事費は補助対象です。
12	対象経費について	リモートワーク可能とした従業員の雇用で、奈良県民以外の従業員の給与は補助対象ですか。	補助対象です。
13	対象経費について	人件費について、専従員(家族従業員)、代表者や役員の給与は補助対象ですか。	補助対象外です。人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員(パート・アルバイトを含む)に対して支払う給与・賃金のうち、支払いが明確なものに限ります。また、補助金申請者の三等親以内の親族を対象とした人件費は対象外です。
14	対象経費について	見積書がもらえない場合、どうしたらいいですか。	カタログやチラシ、オンラインストアのスクリーンショットなど購入するものの価格が確認できるもので代用可能です。
15	申請方法について	申請の方法を教えてください。	まずはエントリーフォーム 起業支援金（ https://forms.gle/3cD6uSC3Mp7XxtYo9 ） シニア起業支援金（ https://forms.gle/ymSdzTvfeUPYhmfu7 ） に基本情報をご入力の上、送信してください。 フォーム送信後、県HPに掲載されている応募様式をダウンロードいただき、必要書類を事務局宛にメールにてご提出ください。 必要書類の提出をもって、正式に申請完了となります。
16	申請方法について	申請時の注意事項はありますか。	提出書類は、すべてPDF形式に変換した上でご提出ください。 また、ファイル名は「【氏名フルネーム】_書類名」に統一いただきますようお願いいたします。 (例：【山田太郎】_事業計画書.pdf)

17	申請方法について	参考資料を添付したいのですが、可能ですか。	参考資料の添付は可能です。 ただし、データ容量は目安として合計20MB以内、10枚以内となるよう調整をお願いいたします。
18	申請方法について	提出した書類を修正したいのですが、どうしたらいいですか。	まずは事務局までご連絡ください。原則、提出する際に修正がないようにご確認ください。申請期日を過ぎての修正は受け付けておりませんので、ご了承ください。
19	申請方法について	申請書類提出の際に見積書は必要ありませんか。	見積書の提出は不要です。ただし、採択後、交付申請の際（8月下旬頃）に、見積書の提出が必要です。
20	申請書類の書き方について	（別紙1）事業計画書は枠を広げても良いですか。	必要に応じて、枠を広げても構いません。ただし、データの目安として20MB以内、10枚以内となるよう調整をお願いいたします。
21	申請書類の書き方について	（別紙2）補助対象経費内訳書、①経費の明細の書き方を教えてください。	○補助事業に要する経費・・・補助事業として実施する事業に係る経費全体を記載ください ○補助対象経費・・・「補助事業に要する経費」の中で補助対象となる経費を税抜で記載ください（例：人件費を計上する場合、役員報酬は対象経費としては計上しません） ○補助金交付申請額・・・「補助対象経費」の2分の1の数字を記載ください。合計金額の上限は2,000,000円となります。 必要に応じて、行を追加しても構いません。
22	審査について	審査方法を教えてください。	1次(書類)審査を行い、1次審査通過者のみ、2次(プレゼンテーション)審査を実施します。
23	審査について	審査されるポイントは何ですか。	県HPに審査基準を掲載しておりますので、ご覧ください。
24	審査について	1次審査の結果はいつわかりますか。	1次審査の結果は7月下旬(予定)に可否のご連絡をいたします。
25	審査について	2次審査日(8月3日又は8月4日)は選択可能ですか。また、審査はどこで行われますか。	起業支援金に申請され、1次審査を通過された方は、ご希望をお伺いした上で調整を行います。必ずしもご希望に添えない場合があります。できる限り両日ともご予定を調整いただきますようお願いいたします。シニア起業支援金に申請され、1次審査を通過された方は、8月4日(火)に実施します。また、審査会場についても、1次審査通過者に別途ご案内します。※2次審査は対面形式で実施予定です。
26	審査について	代表者が2次審査日に予定が入っていて参加できません。代表者以外がプレゼンを行うことはできますか。	原則、代表者以外の方がプレゼンテーションを行うことはできません。
27	審査について	2次審査のプレゼンテーション用に追加資料の提出は可能ですか？	追加資料の提出は認めません。申請時に提出した資料をもとにプレゼンテーションをお願いいたします。
28	シニア起業支援金	2026年10月に55歳になります。シニア起業支援金の対象になりますか？	対象外です。申請時点で55歳以上であることが要件です。
29	シニア起業支援金	シニア起業支援金と起業支援金で審査基準が異なりますか？	シニア起業支援金と起業支援金では審査基準が異なります。詳細は、県HPでご確認ください。
30	シニア起業支援金	60歳ですが、起業支援金にエントリーすることは可能ですか？	可能です。
31	その他	クラウドファンディングと起業家支援金を併用して補助事業を行ってもいいですか。	自己資金分についてクラウドファンディングで賄うことは問題ありません。なお、他の補助金との併用は認められません。
32	その他	「住民税を滞納していないこと」の証明書などはいつ提出が必要ですか。	採択決定後、交付申請の際(8月下旬頃)に提出が必要です。移住前の場合は、移住前の居住地での証明書を提出してください。
33	その他	支援金採択者は、移住支援金をもらえるのですか。	移住支援金の要件を満たす場合、移住先の市町村に申請することが可能です。市町村によって要件等が異なる場合がございますので、市町村の窓口にご直接お問い合わせください。 ※移住支援金は起業支援金のみが対象です。 ※移住支援金についての詳細は起業支援金の募集の手引き16~18ページをご参照ください。